



2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

【回答】

①成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるのは、2022年4月からである。

【答え】 正解

18歳や19歳の若者の積極的な社会参加を促すことを目的とした民法改正により、成年年齢が引き下げられます。未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思で契約ができるようになります。そのため、その契約についての責任も自分で負うこととなります。

②成年年齢が引き下げられた後でも、18歳・19歳なら未成年者取消しができる。

【答え】 不正解

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ未成年者取消権は、成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳の若者が悪質商法のターゲットになる可能性が高まるため、注意が必要です。

③成年年齢が引き下げられた後でも、飲酒・たばこの喫煙ができる年齢は20歳のまま変わらない。

【答え】 正解

飲酒やたばこの喫煙、競馬などの公営ギャンブルに関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止等の観点から20歳のまま変わりません。また、国民年金の加入義務も今までどおり20歳以上となっています。



身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話：047-445-1246 時間：平日（年末年始・祝日除く） 10時～12時 13時～16時